



NO. 160 (通号 251 号)
令和 3 年 7 月号

くらしのフレッシュ便

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

相談ファイル

マッチングアプリ等をきっかけにした儲け話に注意！

〈相談内容〉

マッチングアプリで知り合った女性と、無料通話アプリを使ってやり取りを始めた。恋愛感情が芽生えた頃に、暗号資産（仮想通貨）の投資話を持ちかけられ、約 40 万円を暗号資産に換えて専用口座に入金した。後日、暗号資産を出金しようと思ったが、出金ができない。女性とはまだ連絡ができていない。どうすればよいか。
(20 歳代 男性)



〈アドバイス〉

相談者には、相手方に連絡が取れるのであれば、手続きを聞いて対応をしてみるよう助言しました。また、投資被害の側面もあったようなので、当県弁護士会の有志弁護士による被害弁護団をご案内しました。

日本国内で営業する暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。今回、相談者が取引を行った事業者は登録事業者ではありませんでした。暗号資産の取引を行う場合には、金融庁・財務局のホームページで登録事業者であるかを必ず確認してください。

マッチングアプリで知り合った人から、投資や商品等の勧誘を受けたら要注意！

相手の好意や恋愛感情を悪用して、高額な商品やサービスの契約をさせようとする、いわゆる「デート商法」を行う事業者がいます。相手から高額な契約に関する話が始まったら、勧誘が目的だと考え、きっぱりと断りましょう。

うまいもうけ話には安易に信じないようにしましょう。

お金を一旦支払ってしまうと、取り戻すことは困難となります。「必ずもうかる」などと勧誘されても、安易に信じず、慎重に判断するようにしましょう。

暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにも注意してください！

暗号資産の価格は変動するため、価格が急落し、損をする可能性があります。また、暗号資産が詐欺的な投資の勧誘に利用されている場合もあります。

生活情報ファイル

エアコン、扇風機の事故に注意！

夏になると欠かせないエアコンと扇風機ですが、毎年この時期はエアコンや扇風機の火災事故が多く発生しています。次の点に注意して事故を未然に防ぎましょう。



扇風機の火災事故は、製造から 10 年以上経っている製品で多く発生しています。

製造から長期間経過した扇風機は、使用を中止するか、使用しないときは、電源プラグをコンセントから抜くようにしましょう。

エアコンは消費電力が大きいため、延長コードにつなぐと、発熱・発火のおそれがあります。エアコンのプラグは延長コードにつなぐずに、専用のコンセントに直接つなぎましょう。

Q 次の事例の説明として適切なものを選びなさい。

3か月前、友人から SNS で「もうかるビジネスを紹介する」と誘われた。健康器具を人に紹介すれば 10 万円の紹介料がもらえるとされ、その場でビジネスの登録料として 5 万円を支払って契約した。契約後、健康器具はほとんど売れず借金だけが残った。

1. ねずみ講に該当し、いつでも中途解約ができる。
2. 3か月経過しているので、一方的に契約をやめることはできない。
3. B to B の契約にあたるのでクーリング・オフは適用されない。
4. 健康器具の引き渡しを受けてから 90 日以内で未使用であれば返品できる。

【第 17 回消費者力検定（令和 2 年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

「電気代が安くなる？」契約の切り替えは慎重にしてください！

平成 28 年 4 月から、電気の小売が全面自由化されました。新たな事業者の参入もあり、様々な事業者が料金プランを提示している一方で、電気契約の切り替えに関するトラブルの相談も多く寄せられています。



事例

電力会社の営業員が自宅に訪問し、「当社と契約すれば、電気代の基本料金が 0 円になり、料金が今までよりも安くなる。」と説明された。「料金が安くなるのなら」と思い契約を申し込んだが、後になって考え直し、キャンセルしたい。

契約変更の勧誘を受けた際に、気を付けたいこと

- ①「今よりも安くなる」という説明をうのみにせず、現在の契約内容や料金を、明細やインターネット等で確認し、本当に変更が必要かどうか考えましょう。
- ②大手電力会社やその関連会社であるとかたって、悪質な勧誘を行う事業者もいます。不審に感じた場合は、大手電力会社に直接問い合わせ確認しましょう。
- ③検針票等に記載されている「お客様番号」等の情報を安易に事業者伝えてしまうと、消費者の意に反して電気の契約手続きを進められるおそれがあります。情報の提供は、慎重に行いましょう。
- ④訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面等を受け取ってから 8 日以内であればクーリング・オフをすることができます。

お困りの際には一人で悩まず、消費者ホットライン☎188にご相談ください。

「試してみよう、消費者力！第4回解答と解説⇒（正解—4）

事例は連鎖販売取引（マルチ商法）に該当し、クーリング・オフ期間は 20 日間となる。クーリング・オフ期間が経過した後でも、中途解約ができる。組織の入会から 1 年を経過しておらず、商品の引き渡しを受けてから 90 日以内で未使用であれば返品できる。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1 階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変わっていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。